

平成25年度公共工事設計労務単価の対応について

1 概要

平成25年度公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）について、国は、技能労働者の減少に伴う労働需給のひっ迫傾向や必要な法定福利費相当額を適切に反映させ、平成24年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）に比べて大幅に上昇させるとともに、地方公共団体に対し、新労務単価の早期適用に努める要請を行っています。

さらに、平成25年度に契約を行う工事についても、旧労務単価を適用して予定価格を積算したのものについては、受注者が新労務単価を適用した契約金額に変更する協議を請求できる特例措置を定め、その特例措置を参考に適切な運用に努めることも要請しています。

この要請を踏まえ、八王子市においても次のとおり特例措置を行うこととしましたので、お知らせいたします。

2 特例措置

(1) 内容

受注者は、工事請負契約約款第53条の規定により、旧労務単価を適用した契約について、新労務単価を適用した契約に変更するための契約金額の変更の協議を請求することができる。

(2) 対象工事

平成25年4月1日以降に契約を行う工事のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているもの。

(3) 契約金額の変更

新労務単価により積算された予定価格に当初契約の落札率を乗じて次のとおり算出する。

$$\text{変更後の契約金額} = P_{\text{新}} \times k$$

$P_{\text{新}}$: 新労務単価により積算された予定価格

k : 当初契約の落札率

(4) 請求方法

別紙様式に必要事項を記載し、財務部契約課に請求を行ってください。

(5) 請求期限

契約締結日から2か月又は完成の届出がなされるまでのいずれか早い日とする。

3 受注者の皆様へ

受注者の皆様には、新労務単価への改正経緯や特例措置の趣旨を御理解いただき、下請企業も含め、雇用される技能労働者への適切な賃金水準の確保や福利厚生確保などの対応をお願いします。また、下請企業と締結した（する）請負金額においても、社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額などが含まれた適切な額となる契約への対応をあわせてをお願いします。

<問い合わせ先>

財務部契約課工事契約担当（直通 042-620-7215）

